

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので、法第6条第6項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告します。

平成26年11月21日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所

株式会社マツヤスーパー

代表取締役 中山 保彦

京都市山科区竹鼻地藏寺南町9番1

2 届出の概要

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤスーパー西野山店

京都市山科区西野山中鳥井町63番地

（2）大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,276 m²

（3）大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 m²

（4）大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000 m²）以下となる日

平成25年1月27日

（5）変更する理由

店舗を閉店するため

3 届出年月日

平成26年11月4日

（産業観光局商工部商業振興課）